

一般社団法人 日本心血管インターベンション治療学会専門医認定医制度本則

平成 21 年 6 月 24 日制定

令和 3 年 3 月 19 日改定

(変更箇所は下線部)

第1章 総則

(目的)

日本心血管インターベンション治療学会（以下、本学会）は、安全で有用なカテーテル治療を行うにあたり十分な能力と技術をもつ心血管カテーテル治療専門医を認定することにより、心血管疾患患者に対する有効かつ安全なカテーテル治療の開発と発展に寄与し、また、この治療の本邦全例レジストリー登録を通じて臨床研究の推進とその成果の普及をもって、診断治療技術の向上と学術文化の発展に資することにより、心血管疾患の予後改善の責務を広く社会に果たす。

(心血管カテーテル治療の定義)

第2条 PCI（冠動脈形成術）、EVT（末梢血管インターベンション）、大動脈ステントグラフト、Structural Intervention（構造的インターベンション）、小児先天性心疾患に対するインターベンション。

不整脈に対するアブレーションや、下大静脈フィルター留置および抜去、一時ペースメーカー留置など一時的な予防的カテーテル手技は含まない。新しい技術が出てきたときは審議会において検討して決定する。

(認定医・心血管カテーテル治療専門医の定義・名称)

第3条 本学会は、循環器疾患の自然歴を理解し、動脈硬化性疾患の長期予後の改善および心血管カテーテル治療に必要な薬物療法の基礎知識と基礎技術を習得した者を本学会認定医（以下、認定医）とする。

2. 認定医の英文名は、Fellow of the Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics とする。
3. 心血管カテーテル治療に関する十分な知識と技術を備え、患者の背景と病態を総合的に把握し、最適の治療方法を提示かつ提供ができる医師、また、後進の指導に当たる医師を本学会心血管カテーテル治療専門医（以下、心血管カテーテル治療専門医）とする。
4. 心血管カテーテル治療専門医の英文名は、Board Certified Member of The Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics (BMCVIT) とする。

(義務)

第4条 認定医と心血管カテーテル治療専門医は、日本におけるカテーテル治療のデータベースを作成するためのレジストリー制度を普及させかつ堅持する義務を負う。

2. 心血管カテーテル治療専門医は、カテーテル治療の向上と学会の発展のために積極的に努力し、後進の指導に尽くさなければならない。

第2章 専門医認定医制度の運営

(専門医認定医制度審議会)

第5条 本学会は専門医認定医制度の維持と運営のため、専門医認定医制度審議会（以下、審議会）を設け、認定医、心血管カテーテル治療専門医、名誉専門医、施設代表医ならびに研修施設、研修関連施設を審査し、認定するための諸制度を定める。

2. 審議会は、研修カリキュラム小委員会、筆記試験運用小委員会、研修施設認定・施設群小委員会、審査ワーキンググループを設ける。

第3章 認定医

(認定医の認定基準)

第6条 認定医の認定基準は以下の通りとする。

- ① 申請時に本学会入会后、24ヶ月以上経過していること。^{※1}
- ② 本学会入会後の主術者としての冠動脈形成術100例の治療経験を必須とする。^{※2}
- ③ 本学会、本学会地方会、本学会誌での心血管カテーテル治療に関する研究業績が1つ以上あること。
- ④ 本学会が指定する研修カリキュラムを履修し、指導にあたった本学会代議員、心血管カテーテル治療専門医、名誉専門医のうち1名の推薦があること。
- ⑤ J-PCI・J-EVT/SHD レジストリーに参加しており、認定後より施行した症例の全例登録を行うこと。

※1 2022年以降の認定医新規申請者より適用

※2 2022年以降の認定医新規申請者より適用

(認定医の申請)

第7条 認定医を申請する者は、ホームページ上にある規定の書類を本学会審議会委員長宛（学会事務局）に提出する。

- ① 本学会認定医新規申請書
- ② 履歴書
- ③ 在籍証明書
- ④ カテーテル治療経験表（主術者として冠動脈形成術 100 例分）
- ⑤ 研究業績の記録（発表会合名、会期、発表タイトル）
- ⑥ 指導にあたった本学会代議員、心血管カテーテル治療専門医、名誉専門医のうち 1 名の推薦状
- ⑦ J-PCI・J-EVT/SHD レジストリーに参加し、全例登録する旨の誓約書

（認定医の認定と認定期間）

第 8 条 審議会は、申請書類によって審査を行い、条件を満足する者を認定医と認定し、理事会に報告する。

2. 本学会理事長は、認定医として認められた者に対して、認定証を交付する。
3. 認定期間は、審議会で承認された日（認定日）より、翌年の 1 月 1 日を起点とする 5 年間（12 月末日まで）とし、更新は 5 年毎に行う。

（認定医の資格喪失）

第 9 条 認定医は以下の理由により、審議会の議を経てその資格を喪失する。

- ① 認定医資格取得または資格更新後、申請書類または更新申請書類に、故意の改竄や不正が判明したとき。
 - ② 正当な理由を付して認定医を辞退したとき。
 - ③ 会員の資格を喪失したとき。
 - ④ 認定医として認定を受けた日から満 5 年を経て、新たに認定医の更新を受けないとき。
2. 本学会理事長は認定医として不相当と認められた者に対して、審議会および理事会の議決によって資格を取消することができる。

（研究業績）

第 10 条 研究業績とは、以下のとおりである。

- ・ 心血管カテーテル治療に関する原著論文（症例報告を含む）の本学会誌上発表または本学会および本学会地方会での研究発表とする。
- ・ 筆頭著者または筆頭演者であること。
- ・ 同一の研究発表を複数の学会または誌上発表した場合は、1 業績とする。
- ・ 提出された業績は都度審議会において判断する。

(認定医の再申請)

第 11 条 第 9 条の項目により認定医資格を喪失し、再度認定医の資格取得を希望する者は、第 3 章第 6 条以下の規定に従い、再申請を行うことができる。

第 4 章 心血管カテーテル治療専門医

(心血管カテーテル治療専門医の受験資格)

第 12 条 心血管カテーテル治療専門医の受験資格は以下の通りとする。

- ① 研修歴として、認定医取得後、原則として申請前年 12 月末日までに、審議会が認める以下の施設に在籍し、通算 3 年以上の研修期間を満了し、本学会研修カリキュラムを達成した医師であること。
 - ・ 本学会研修施設および研修関連施設
 - ・ 研修施設群の連携施設（研修施設群の運用のための細則参照）
 - ・ 本学会研修施設および研修関連施設、研修施設群連携施設でない施設での在籍期間は、2020 年 12 月末日までは、2/5 と算定し研修歴として認める。
2021 年以降は、研修歴として認めない。
- ② 治療経験として、申請前年 12 月末日までに、主術者としての冠動脈形成術 300 例の治療経験があること。治療経験は、本学会レジストリー登録制度が開始された 2010 年 11 月以降の治療経験であり、認定医取得後の 200 例または通算 300 例で J-PCI、J-EVT/SHD もしくは外科領域レジストリーに登録された症例のみとする。その 300 例とは、冠動脈形成術 250 例を必須とし、この他本則第 2 条（心血管カテーテル治療の定義）に定められているカテーテル治療経験を 50 例まで含めてよい。^{※1}
- ③ 審議会が主催する教育セミナー全講座を修了していること。
- ④ 2021 年心血管カテーテル治療専門医新規申請より、新研修カリキュラムの履修、および合併症対策に関する特別講座の受講（e ラーニング）を必須とする。
- ⑤ 日本循環器学会認定循環器専門医の資格があり、十分な指導能力があること。
- ⑥ 本学会、本学会地方会、本学会誌での心血管カテーテル治療に関する研究業績が 3 つ以上あること。
- ⑦ 指導にあたった本学会心血管カテーテル治療専門医、名誉専門医、研修施設群指導医のいずれか 1 名の推薦があること
- ⑧ J-PCI レジストリーに参加し、施行した症例の全例登録を行っていること。
- ⑨ 日本の医師免許を持ち、海外の PCI トレーニングコースを終了し、その国の PCI 専門医に認定された医師は、審議会での承認をもって受験資格を認める。

※1 2022 年以降の専門医新規申請者より適用

(心血管カテーテル治療専門医の受験申請)

第13条 心血管カテーテル治療専門医試験の受験を申請する者は、ホームページ上にある規定の書類を本学会審議会委員長宛（学会事務局）に提出する。

- ① 本学会心血管カテーテル治療専門医新規申請書
- ② カテーテル治療経験（NCDよりアウトプットされた症例数を用いて本学会新会員システムより申請する）
 - ・ 本学会レジストリーの全例登録のない症例の救済は行わない。
 - ・ 本学会、心血管カテーテル治療の定義には含まれる外科領域レジストリーに登録されている「大動脈ステントグラフト、Structural Intervention（構造的インターベンション）、小児先天性心疾患に対するインターベンション」は、各々のレジストリー登録画面のキャプチャーまたは印刷し電子媒体に保存したものを提出すること。*^{※1}
- ③ 在籍証明書
- ④ 研究業績の記録（発表会合名、会期、発表タイトル）
- ⑤ 日本循環器学会認定循環器専門医証の写し
- ⑥ 指導にあたった本学会心血管カテーテル治療専門医または名誉専門医、研修施設群指導医いずれか1名の推薦状
- ⑦ J-PCI、J-EVT/SHD（外科領域レジストリー含む）^{※2} レジストリーに参加し、全例登録している旨の宣誓書
- ⑧ 認定医更新の年に重複して心血管カテーテル治療専門医を申請する者および認定医資格留保中に心血管カテーテル治療専門医を申請する者は、心血管カテーテル治療専門医新規申請書類（上記①～⑦）を提出することで認定医更新申請は行ったものとする。

※1 2022年以降の専門医新規申請者より適用

※2 2022年以降の専門医新規申請者より適用

(心血管カテーテル治療専門医試験の受験資格の喪失)

第14条 心血管カテーテル治療専門医試験の受験申請書類に、故意の改竄や不正があれば受験資格を喪失する。

(研究業績)

第15条 研究業績とは、以下のとおりである。

- ・ 心血管カテーテル治療に関する原著論文（症例報告を含む）の本学会誌上発表または本学会および本学会地方会での研究発表とする。
- ・ 筆頭著者または筆頭演者であること。

- ・ 同一の研究発表を複数の学会または誌上発表した場合は、1業績とする。
- ・ 提出された業績は都度審議会において判断する。
- ・ 認定医申請時の研究業績も含めることができる。

(試験の運営)

第16条 審議会は、心血管カテーテル治療専門医筆記試験合格者に対し、技能評価の審査を行う。

2. 申請方法、評価および審査方法は別に申請マニュアルに定めるものとする。
3. 筆記試験の翌年の技能評価から2回以内に合格できなかった場合は、筆記試験から再受験とする。

(心血管カテーテル治療専門医の認定と資格認定期間)

第17条 審議会は、筆記試験と技能評価の結果、所定の成績を修めた者を心血管カテーテル治療専門医として認定し、理事会に報告する。

2. 本学会理事長は、心血管カテーテル治療専門医として認められた者に対して、認定証を交付する。
3. 認定期間は、審議会での承認された日（認定日）より、翌年の1月1日を起点とする5年間（12月末日まで）を認定期間とし、更新は5年毎に行う。

(心血管カテーテル治療専門医の資格喪失)

第18条 心血管カテーテル治療専門医は次の理由により、審議会の議を経てその資格を喪失する。

- ① 心血管カテーテル治療専門医資格取得または資格更新後、試験の受験申請書類または更新申請書類に、故意の改竄や不正が判明したとき。
- ② 正当な理由を付して、心血管カテーテル治療専門医の資格を辞退したとき。
- ③ 会員の資格を喪失したとき。
- ④ 心血管カテーテル治療専門医として認定を受けた日から満5年を経て、新たに心血管カテーテル治療専門医の更新を受けないとき。
- ⑤ 本学会理事長は心血管カテーテル治療専門医として不適当と認められた者に対して、審議会および理事会の議決によって資格を取消することができる。

第5章 名誉専門医

(名誉専門医の資格認定基準、認定期間)

第 19 条 審議会は、更新に必要な症例数を確保できなかった心血管カテーテル治療専門医の申請に応じて審査を行う。審議結果を理事会に報告し、本学会理事長は、名誉専門医と認められた者に対して、認定証を交付する。

2. 審議会での認定日と資格認定期間は分離し、認定された年の 1 月 1 日からの 5 年間（12 月末日まで）を資格認定期間とする。5 年毎に更新する。

（名誉専門医への移行申請）

第 20 条 名誉専門医への移行を申請する者は、ホームページ上にある規定の書類を本学会審議会委員長宛（学会事務局）に提出する。

- ① 本学会名誉専門医移行申請書
- ② 研修単位 25 単位を証明する以下の書類
 - ・ 学術集会、講演会、地方会、関連学会に参加したことを証明する参加証の写し
 - ・ 発表者を証明するプログラムの写し
 - ・ 論文タイトルのページの写し
 - ・ 放射線防護講習会に参加したことを証明する参加証の写し
 - ・ 医療安全・倫理講習会に参加したことを証明する参加証の写し（日本循環器学会および審議会が認めた放射線防護講習会および医療安全・倫理講習会に参加した場合は、参加したことを証明する参加証の写しで可）

（名誉専門医の心血管カテーテル治療専門医資格再取得）

第 21 条 名誉専門医が心血管カテーテル治療専門医資格を再取得する場合の手順を以下に定める。

2. 移行措置にて心血管カテーテル治療専門医を取得後、名誉専門医に移行した者、または移行措置にて名誉専門医を取得した者が心血管カテーテル治療専門医資格を再取得する場合は、筆記試験と技能評価にて所定の成績を修め、理事会で承認された後、理事長から認定証が交付される。

受験申請手順は、本則第 4 章第 12 条、第 13 条の規定に従う。

3. 心血管カテーテル治療専門医試験により心血管カテーテル治療専門医を取得後、名誉専門医に移行した者が、年間 50 症例以上（うち 20 症例は主術者、25 症例は冠動脈形成術であること）治療を行うようになった者は、心血管カテーテル治療専門医を再受験することができる。筆記試験は免除され、技能評価にて所定の成績を修め、審議会承認された後、理事長から認定証が交付される。

第 6 章 施設代表医

(施設代表医の定義)

第 22 条 施設代表医は、NCD の診療科長または心血管インターベンションの責任者であること。また、基幹施設（研修施設群の運用のための細則参照）となっている研修施設の場合は、研修施設群指導医の主責任者であること。

(施設代表医の認定基準・更新)

第 23 条 施設代表医は、心血管カテーテル治療専門医と名誉専門医が複数所属する研修施設および研修関連施設においては、その中から互選により選出される。心血管カテーテル治療専門医または名誉専門医が 1 名のみ所属する研修施設および研修関連施設においては、その者が施設代表医となる。施設代表医名は各研修施設および研修関連施設から審議会に報告される。審議会は、研修施設および研修関連施設から報告された施設代表医名簿を理事会に報告し、本学会の理事長は、これらの医師に施設代表医委嘱状を交付する。

2. 施設代表医の称号は、医師個人に与えられるのではなく、研修施設および研修関連施設に所属している限り有効とする。
3. 施設代表医は、2 年毎の研修施設および研修関連施設の更新手続きの際に施設代表医の更新も行う。また、施設認定期間中に異動等で施設代表医を変更および不在による失効となる場合は、速やかに審議会に変更申請を行う。

第 7 章 研修施設・研修関連施設

(研修施設の認定基準)

第 24 条 認定医、心血管カテーテル治療専門医を育成するための研修施設の認定基準は以下の通りである。

- ① 心血管造影室が設置されていること。
- ② 常勤の心血管カテーテル治療専門医または名誉専門医がおり、十分な教育体制があること。
常勤の医師とは、1 週間の所定労働時間が 4 日以上であり、常時勤務していることを条件とする。
- ③ 心血管造影室専任のコメディカルスタッフがいること。
- ④ 申請時の前年 12 月末日までの 3 年間で、600 例以上のカテーテル治療（ただし、300 例以上は冠動脈形成術）を実施していること。
- ⑤ 常勤の心臓血管外科医がいること。
常勤の医師とは、1 週間の所定労働時間が 4 日以上であり、常時勤務していることを条件とする。
- ⑥ J-PCI、J-EVT/SHD（外科領域レジストリー含む） レジストリーに参加しており、認定後より施行した症例の全例登録を行うこと。

- ⑦ 第⑥項について、研修施設から研修関連施設への格下げ新規申請の場合は、継続して施行した症例の全例登録を行っていること。全例登録を行っていない場合は、その年の申請は認められず、認定施設の資格は喪失する。
- ⑧ 施設訪問によるデータ照合（Audit）の依頼があった場合、監査を受けること。

（研修関連施設の認定基準）

第 25 条 認定医、心血管カテーテル治療専門医を育成するための研修関連施設の認定基準は以下の通りである。

- ① 心血管造影室が設置されていること。
- ② 常勤の心血管カテーテル治療専門医または名誉専門医がおり、十分な教育体制があること。
常勤の医師とは、1 週間の所定労働時間が 4 日以上であり、常時勤務していることを条件とする。
- ③ 心血管造影室専任のコメディカルスタッフがいること。
- ④ 申請時の前年 12 月末日までの 3 年間で、300 例以上のカテーテル治療（ただし、150 例以上は冠動脈形成術）を実施していること。
- ⑤ 常勤の心臓血管外科医がいるか、緊急時に依頼することのできる心臓血管外科施設が定まっていること。
常勤の医師とは、1 週間の所定労働時間が 4 日以上であり、常時勤務していることを条件とする。
- ⑥ J-PCI、J-EVT/SHD（外科領域レジストリー含む） レジストリーに参加しており、認定後より施行した症例の全例登録を行うこと。
- ⑦ 第⑥項について、研修関連施設から研修施設への格上げ新規申請の場合は、継続して施行した症例の全例登録を行っていること。全例登録を行っていない場合は、その年の申請は認められず、認定施設の資格は喪失する。
- ⑧ 施設訪問によるデータ照合（Audit）の依頼があった場合、監査を受けること。

（研修施設、研修関連施設の申請）

第 26 条 研修施設、研修関連施設を申請する施設長は、NCD 登録システムより入力、ダウンロードした以下の書類を本学会審議会委員長宛（学会事務局）に提出する。

- ① 研修施設、研修関連施設認定申請書
- ② 心血管造影室と設備の内容証明書
- ③ 心血管カテーテル治療専門医または名誉専門医の勤務に関する施設長の証明書
- ④ レジストリーに参加しており、全例登録する旨の誓約書
- ⑤ 研修施設および研修関連施設への格上げ、格下げ申請の場合は、NCD フィードバックシステムの自施設の該当画面をプリントしたもの

(研修施設および研修関連施設の認定方法、認定期間、更新)

第 27 条 審議会は毎年 1 回申請書によって審査を行う。研修施設および研修関連施設として必要とされる条件を満足する施設を認定する。ただし、必要に応じて申請書類を受理した施設の実地調査を行うことができる。

2. 本学会理事長は審議会において研修施設および研修関連施設と認められた施設に対して、認定証を交付する。
3. 認定期間は、審議会での承認された日（認定日）より、翌年の 1 月 1 日を起点とする 2 年間（12 月末日まで）とし、更新は 2 年毎に行う。
4. 施設情報に変更があった場合は、速やかに審議会に変更申請を行う。
5. 第 3 項の認定期間中に施設代表医が不在となる場合は、速やかに審議会に申し出をし、第 28 条第①項のとおり、不在日より認定施設の資格を喪失する。ただし、施設代表医が、再度、在籍した場合は、着任日より認定施設の資格を復活することができる。失効した施設は、失効期間中の研修施設群連携施設の即時申請ができる。申請方法は、別に定める「研修施設群の運用のための細則」による。
6. 第 3 項の認定期間中は毎年 1 回、審議会が施設代表医の在籍確認を行う。不在である場合は、上記第 5 項と同様に資格を喪失する。
7. 認定された施設が廃院になった場合は、届け出の有無にかかわらず認定を取り消す。
8. 認定された施設が統合された場合（認定施設同士、もしくは一方のみが認定施設）は存続する施設または新施設から変更届を届け出る。その後審議会にて審査を行い、理事会に報告する。

(研修施設および研修関連施設の資格喪失)

第 28 条 研修施設および研修関連施設は次の理由により、審議会の議を経てその資格を喪失する。

- ① 研修施設および研修関連施設の申請条件に該当しなくなったとき。
- ② J-PCI、J-EVT/SHD（外科領域レジストリー含む） レジストリーの施行症例全例登録を実践していないとき。
- ③ 正当な理由を付して研修施設および研修関連施設を辞退したとき。
- ④ 研修施設および研修関連施設として認定を受けた日から満 2 年を経て、新たに研修施設および研修関連施設の認定更新を受けないとき。
- ⑤ 本学会理事長は研修施設および研修関連施設として不適当と認められた者に対して、審議会および理事会の議決によって、研修施設および研修関連施設の認定を取消することができる。

第 29 条 研修施設は、研修施設群基幹施設候補となる。研修施設群についての規約は、別途研修施設群運用のための細則に定める。

第 8 章 認定に関して

(申請方法及び費用)

第 30 条 申請書類一式は、本学会審議会委員長宛に学会事務局へ提出する。また、一度申請し提出した書類はいかなる理由があっても返却はしない。

2. 認定に要する費用は次のとおりとする。また、既納の認定に要する費用は返却しない。

認定医審査料 10,000 円

認定医登録料 12,000 円

認定医更新審査料 10,000 円

認定医更新登録料 12,000 円

心血管カテーテル治療専門医筆記試験審査料 20,000 円

心血管カテーテル治療専門医技能評価審査料 50,000 円

心血管カテーテル治療専門医登録料 15,000 円

心血管カテーテル治療専門医技能再評価審査料 20,000 円

心血管カテーテル治療専門医更新審査料 10,000 円

心血管カテーテル治療専門医更新登録料 12,000 円

名誉専門医移行審査料 10,000 円

名誉専門医登録料 12,000 円

名誉専門医更新審査料 10,000 円

名誉専門医更新登録料 12,000 円

(認定方法)

第 31 条 試験に合格し登録料を納入した申請者に、理事長が各認定証を交付する。

2. 新たに認定医、専門医、名誉専門医に認定された者は本学会ホームページに公表する。

第8章 補則

第32条 この規則は、平成21年6月24日より実施する。

第33条 この規則の改定、廃止には審議会および理事会の承認を得て行う。

第34条 この規則施行についての細則は、審議会および理事会を経て別に定める。

第35条 技能評価についての細則は、審議会および理事会を経て別に定める。

平成21年6月24日制定

平成21年8月31日改定

平成21年12月19日改定

平成22年9月18日改定

平成23年4月22日改定

平成24年7月11日改定

平成25年7月10日改定

平成26年7月23日改定

平成27年12月6日改定

平成28年3月25日改定

平成28年7月6日改定

平成29年3月24日改定

平成29年6月23日改定

平成29年7月5日改定

平成29年11月17日改定

平成30年8月1日改定

平成30年11月4日改定

平成31年3月22日改定

令和元年7月5日改定

令和元年9月18日改定

令和元年11月29日改定

令和三年3月19日改定